

▶ 申告・相談に関するお知らせです

おむつ代の医療費控除申告時に添付する「おむつ使用確認書」

寝たきりの人のおむつ代を医療費控除に含めて申告する場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」を添付する必要があります。

2年目以降の申告は、要介護認定を受けている人で一定の要件に該当する場合、市が交付する「おむつ使用確認書(発行手数料300円)」で代用できます。詳しくは、問合せ先へ

☎ 介護・高齢支援室 ☎ 63-7599

年金 令和5年分 公的年金等の源泉徴収票が発送されます

「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」は1月に日本年金機構から順次発送されます。

確定申告、市・県民税申告をする人は、申告のときに必要となるため、内容を確認し保管してください。

◎共済年金を受給している人は、各共済組合から発送されます。

▶紛失してしまったら…

再交付が必要な場合は、再交付を希望する人の基礎年金番号、名前、生年月日、住所と、電話をかけている人の名前、続柄、電話番号などを確認されるので、準備して問合せ先へ

☎ 日本年金機構ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 ☎ 03-6700-1165

医療費控除の申告に利用できる「医療費のお知らせ」を送付します

確定申告の際、医療費控除に利用できる「医療費のお知らせ」を、国民健康保険・後期高齢者医療保険とともに、1月下旬に送付します(再発行はできません)。

「お知らせ」に記載のないものは、医療機関発行の領収書をお使いください。

■ 国民健康保険(令和5年1~11月分を送付) ※12月分は、2月下旬に送付予定 ☎ 保険年金室 ☎ 63-7445

■ 後期高齢者医療保険(令和5年1~9月分を送付) ※10~12月分は、7月に送付予定 ☎ 三重県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 059-221-6884

要介護認定を受けている人は障害者控除が適用される場合があります

所得申告者やその扶養家族が障害者手帳をお持ちでなくても、介護保険の要介護認定を受けていれば障害者控除対象者認定書(要申請/発行手数料300円)が発行される場合があります。所得税や住民税に障害者控除を受けられます。

対象 市内在住で要介護・要支援認定を受けており、障害者手帳・療育手帳をお持ちでない人のうち、障害者と特別障害者に準ずる者として市が認定する人

◎認定書の申請は、市役所1階5番窓口、介護・高齢支援室で受け付けます。

☎ 介護・高齢支援室 ☎ 63-7599

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の保険税(料)額通知を送付します

令和5年中に納付された下記の保険税(料)額などの通知を、1月19日金に発送します。確定申告などにご利用ください。

なお、市からの通知には年金天引き(特別徴収分)による納付分は表示されていません。年金の源泉徴収票でご確認ください。

▼ 国民健康保険税額(普通徴収分)のお知らせ ☎ 収納室 ☎ 63-7439

▼ 介護保険料額(普通徴収分)のお知らせ ☎ 介護・高齢支援室 ☎ 63-7599

▼ 後期高齢者医療保険料額(普通徴収分)のお知らせ ☎ 保険年金室 ☎ 63-7105

税の申告

名張市役所会場では 午前8時30分から整理券を配布

① 午前8時30分から整理券配布 ★市役所1階大会議室前で、1日200枚程度配布します(配付終了の場合、その日の受付はできません)★当日券のみの配布です。事前予約はできません。

② 整理券に書かれた時間に会場へ入場 ★整理券配布順に受付(30分単位での時間指定)

★来場者による時間の指定はできません。★整理券配布後に、長時間ロビーなどでお待ちいただくことはご遠慮ください。

所得税

☎ 上野税務署 ☎ 21-0950

※確定申告は、自宅からスマホやパソコンにより、e-Taxで提出できます。

確定申告が必要な人

【国税庁HP】確定申告が必要な人

- ◎所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた住宅借入金特別控除額の合計額を超える
◎給与所得者で、①給与の収入金額が2千万円を超える②給与を1カ所から受けていて、その給与の全部が源泉徴収対象となる場合、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計が20万円を超える など

申告すれば所得税が戻ってくる人

- ◎年の途中で退職し年末調整を受けずに源泉徴収税額を納め過ぎた人
◎一定要件を満たしたマイホームを取得または改修して住宅ローンがある人
◎多額の医療費を支出した人 など

★還付申告をされる場合は、還付を受ける振込先の口座(本人名義)が分かるものをご持参ください。

☎ 確定申告 問合せ専用ダイヤル「確定申告電話相談センター」[3月15日金まで] =>上野税務署(☎21-0950)に電話をかけて、番号「0」を選択してください。

市民税・県民税

☎ 課税室 ☎ 63-7429

※申告はできる限り郵送で提出してください。

市・県民税申告が必要な人

2月7日迄ご申告書送付予定

- ◎令和6年1月1日現在、市内在住で、所得税の確定申告をする必要のない人のうち次に該当する人
・給与所得以外の合計所得金額が20万円以下の人(農業所得など)
・公的年金などの収入金額が400万円以下であり、それ以外の所得金額が20万円以下で確定申告をする必要のない人
・事業所得や不動産所得などがあり、市・県民税のみ課税になる人

※市・県民税の申告義務がない人でも、所得証明などの各種証明や国民健康保険税などの算定を行うために、申告が必要な場合があります。

▶ 申告の持ち物

- 市役所や税務署から届いた申告書や案内はがき
●筆記用具 ●源泉徴収票(原本)
●申告者本人のマイナンバーカードもしくは、通知カードと本人確認書類
●社会保険料控除を受ける場合…支払った金額が分かる書類
●生命保険料控除や地震保険料控除を受ける場合…保険料の控除証明書
●寄附金控除を受ける場合…寄附した領収証
●医療費控除を受ける場合…医療費控除の明細書(事前に作成願います。領収証の添付による申告はできません)
●住宅ローン控除を受ける場合…売買契約書のコピー、登記事項証明書、借入金の年末残高証明書など
●その他、受けようとする控除の必要書類または証明書類

国の交付金を生かした原油価格・物価高騰対策

学校給食費などを3カ月分無償化!

12月補正予算

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、物価高騰の影響を受けた市民などを支援する取組を進めます。 ☎ 総合企画政策室 ☎ 63-7389

交付金を活用した事業は、市HPに掲載 ☎ 掲載の事業は、12月市議会での議決を経て実施されます(令和5年度一般会計第7号補正予算)。

学校給食費を3カ月分無償化 予算額/5,548万円
学校給食費について、令和6年1月~3月の3カ月分を無償化します。 ☎ 教育総務室 ☎ 63-7873

保育所などの副食費を3カ月分無償化 予算額/1,486万円
保育所・幼稚園・認定こども園の副食費について、令和6年1月~3月の3カ月分を無償化します。 ☎ 保育幼稚園室 ☎ 63-7919

住民税非課税世帯に7万円を支給
予算額/5億9,556万円
基準日(令和5年12月1日)において、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除く)に7万円を支給します。
※対象世帯には案内文書を送付します
☎ 重点支援給付金担当 ☎ 41-0520

家計急変世帯に7万円を支給
予算額/420万円
予期せぬ理由で家計が急変し、令和5年11月または12月の世帯員全員の収入が住民税非課税相当水準となった世帯で、条件を満たしている場合、7万円を支給します。
申請期間 1月15日~2月29日 詳細は問合せ先へ
☎ 重点支援給付金担当 ☎ 41-0520

児童扶養手当の受給世帯に児童1人あたり2万円を支給
予算額/2,241万円
令和5年11月分の児童扶養手当の支給を受けている人に対して、児童1人あたり2万円を支給します(三重県独自の支援事業)。対象者には、1月19日に案内文書を送付し、2月16日に児童扶養手当受給口座へ振り込みます。 ※申請不要
☎ 子ども家庭室 ☎ 63-7594

Q 申告会場に行くのは大変。どうすればいい? ☎ 課税室 ☎ 63-7429

A 動画を見て簡単作成! 郵送で受け取ります!

市・県民税申告を簡単に作成・提出する方法を職員が4分ほどの動画で解説! 自宅で作成し、郵送で提出いただけます!

確定申告はインターネットでもOK!

確定申告は、自宅からスマホやパソコンで申告できます。長時間待ついただく必要なし!

▶インターネット(スマホ・パソコン)
確定申告は郵送のほかに、e-Tax(電子申告)を利用することでスマホやパソコンで申告書の作成、提出ができます。詳しい申告方法は、国税庁ホームページへ

電子申告について詳しくは国税庁HP[e-Tax]で

Q&A section with a video thumbnail showing a staff member holding a smartphone, explaining the tax filing process via video and e-Tax.

○いずれの会場も開催時間は1時間となります。